



2022年4月14日

各位

会社名 株式会社サーバーワークス
 代表者名 代表取締役社長 大石 良
 (コード番号：4434 東証プライム市場)
 問い合わせ先 取締役 大塩 啓行
 TEL. 03-5579-8029

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年5月27日開催予定の第23回定時株主総会の議案として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 第3章株主総会 <u>第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> | 第3章株主総会 (削除) |
| (新設) | <u>第14条(電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| | <p><u>類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第 22 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p>当社は、第 22 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p><u>第 2 条（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p><u>現行定款第 14 条の削除及び変更案定款第 14 条の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：2022 年 5 月 27 日（予定）

定款変更の効力発生日：2022 年 5 月 27 日（予定）

以上